

子ども手当の地方負担に関する意見書（案）

子どもを安心して健やかに育成できる環境を整えることは、社会全体が適切な役割分担の下に取り組むべき課題である。このうち、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が実施すべきものであり、保育や子育てサービスなどについては地方自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ行うべきものである。

しかし、平成２２年度の子ども手当制度の創設に当たり、国は十分な議論も行わないまま、平成２２年度限りの暫定措置として、子ども手当の一部を児童手当法に基づく児童手当として支給する手段を採り、事実上の地方負担を導入した。

また、平成２３年度以降の子ども手当の制度設計についても、費用負担の在り方についての議論や、地方との協議は十分に行われていない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、平成２３年度以降の子ども手当については、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において全額を負担するとともに、地方の意見を十分踏まえた制度設計とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		